

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
7月27日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 県税に関する申告等の期限の延長(税務課).....一
  - 保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....一
  - 保安林の指定(森林整備課).....一
  - 区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課).....二
  - 美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
  - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....四
  - 公安委告示
    - 警備員指導教育責任者講習の実施.....六



### 山口県告示第二百七十二号

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次の地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は県税に関する条例に規定する申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)(又は納付若しくは納入に関する期限が平成三十年七月五日以降に到来するもの(個人の県民税、自動車取得税、自動車税(賦課期日後に納税義務が発生したものに限り。))及び狩猟税に係るものを除く。))に係る当該期限を別に指定する期日まで延長する。

る。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地域 岩国市周東町

### 山口県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字山田字九郎坊一三五〇、一三五二、字植木浴口一三五三、字植ノ木一三五四、一三五五、一三五七、一三五八、一三六一から一三六三まで、字東九郎坊二六七三、二七二五、二七三一、川上字中笹尾三〇〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市美東町大田字矢櫃五三第一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字久野字柳原二七八、字大浴二八七、字つづり浴二九六、字水上三四四の八六、大字阿内字東薫木二〇九三の七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 内区第一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第二種区画漁業

2 漁業の名称 あまご養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

山口市大原湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市徳地野谷佐波川ダム堰堤右岸基部

B 〃 〃 佐波川ダム堰堤左岸基部

C 〃 〃 大原湖と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱

D 〃 〃 大原湖と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

(五) 地元地区 山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）

(一) 公示番号 内区第二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第二種区画漁業

2 漁業の名称 うなぎ、わかさぎ養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

宇部市小野湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 宇部市大字木田厚東川ダム堰堤右岸基部
  - B 〃 大字小野厚東川ダム堰堤左岸基部
  - C 〃 大字東吉部長小野堰堤右岸基部
  - D 〃 大字小野長小野堰堤左岸基部
  - E 〃 字中牧ヶ原堰堤右岸基部
  - F 〃 〃 字あせりヶ谷堰堤左岸基部
- (五) 地元地区  
宇部市

(一) 公示番号 内区第三号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかさぎ養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市豊田湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 下関市豊田町大字大河内木屋川ダム堰堤右岸基部
  - B 〃 〃 木屋川ダム堰堤左岸基部
  - C 〃 豊田町大字地吉字向原木屋川右岸におけるDの対岸に設置した標柱
  - D 木屋川左岸における長門市と下関市との境界点
  - E 下関市豊田町大字今出字石原田一五八七白根川右岸に設置した標柱
  - F 〃 〃 〃 字古屋敷一六〇四白根川左岸に設置した標柱
- (五) 地元地区  
下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊田町の区域に限る。)

二 免許予定年月日

- 平成三十年十一月一日
- 漁業権存続期間
- 平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで
- 免許申請期間
- 平成三十年八月一日から同月三十一日まで
- 漁場図閲覧場所
- 山口県農林水産部水産振興課
- 山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所の水産部並びに山口県下関水産振興局
- 山口県内水面漁場管理委員会事務局

山口県告示第二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、美祢都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

美祢市

二 都市計画事業の種類及び名称

美祢都市計画下水道事業美祢市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十八日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

美祢市伊佐町伊佐、大嶺町東分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町奥分



(一六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年三月十六日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルゾ南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一六四) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針  
(一) 基本理念

- 1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
  - 2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。
- (二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

四

- 1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。
- 2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。
- 3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区 分	期 間	数 量
まあじ	平成二十九年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
	平成三十年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干
まさば及びびいまさば	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干
	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数 量	
		平成二十九年	平成三十年
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (一) まあじ
 

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (二) まいわし
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

- (三) まさば及びごまさば
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力

力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期 間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成三十年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年二月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。



山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年七月二十七日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
  - (一) 日時
    - ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)
    - イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)
  - 平成三十年九月十三日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十四日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで
  - (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
  - (三) 講習を行う警備業務の区分
    - 法第二條第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)
  - (四) 受講者の定員 三十人
  - 二 講習対象者
    - (一) 新規取得講習
      - 次のいずれかに該当する者であること。
        - ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
        - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。))第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者
        - ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの
        - エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。))第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した者
        - オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るもの)

限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上  
 第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の  
 交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからイまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成三十年八月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき  
 は、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備  
 業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の  
 イに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務  
 従事証明書、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八  
 条の合格証の写し、二の(一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規  
 則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し  
 た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を  
 除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講し  
 ようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余  
 白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施  
 する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警  
 察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵  
 便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った  
 宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成三十年七月二十七日印刷  
平成三十年七月二十七日發行

發行人所

山口縣知事